

小山市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、小山市が発注する建設工事において、小山市建設工事請負業者選定要綱（令和2年規程第37号）。以下「選定要綱」という。）第4条に規定する建設工事業者競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録のある者に対し、参加条件を付して行う一般競争入札を実施するにあたり、入札後に最低価格者（以下「落札候補者」という。）から順に入札参加資格要件の審査を行い、適格であるときに落札を決定する事後審査型条件付き一般競争入札を実施するため、その事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型条件付き一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、原則として予定価格が500万円以上の建設工事であって、選定要綱第13条に規定する建設工事請負業者選考委員会（以下「委員会」という。）に諮り決定したものとする。

(入札の公告)

第3条 前条に定める対象工事の入札に関する公告は、入札情報システムへの掲載により行うものとする。

2 公告に付する事項は、次のとおりとする。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 工期
- (5) 入札参加形態
- (6) 入札参加資格要件
- (7) 事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（様式第1号。以下「入札参加申請書」という。）の提出期限及び提出場所
- (8) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書（様式第2号。）及び入札参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）の提出方法及び提出場所
- (9) 入札執行日時
- (10) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (11) 契約書作成の有無

(12) 支払い条件

(13) その他入札執行者が必要と認める事項

(入札参加資格要件)

第4条 事後審査型条件付き一般競争入札に参加できる者は、資格者名簿に登録された者であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

(1) 小山市建設工事請負業者指名停止基準（昭和61年6月1日施行）に基づく指名停止措置を現に受けていない者であること。

(2) その他対象工事ごとに定める事項を満たす者であること。

(入札参加資格の決定)

第5条 前条に規定する入札参加資格要件は、対象工事ごとに委員会の議を経て決定するものとする。

(入札参加手続等)

第6条 入札に参加しようとする者は、入札参加申請書を公告に示す期日までに提出するものとする。

2 入札参加申請書を提出した者は、原則として、当該入札に参加できるものとする。

3 入札参加資格の確認は、開札後に落札者とするための審査の必要がある者について行うものとする。

(入札方法)

第7条 入札方法は、電子入札による。ただし、小山市建設工事等執行規則（昭和49年規則第1号）第6条第4項の規定より、持参又は郵便によることもできるものとする。

(入札の中止)

第8条 応札者の数が2者に満たないときは、入札の執行を中止することができるものとする。

(入札経過調書の作成)

第9条 入札参加申請書に基づき入札経過調書を作成するものとする。

2 入札経過調書には、対象工事に係る入札参加申請書を提出したすべての者を記載するものとする。

(開札)

第10条 開札は、入札公告に示す日時、場所において行うものとする。

2 入札執行者は、落札候補者の決定とともに、当該落札候補者から順に入札参加資格の審査を行い、後日落札決定する旨を宣言し、開札を終了する。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第11条 開札後に入札参加資格の審査を行うため、入札執行者は速やかに落札候補者に第3条第2項第8号に定める確認申請書等の提出を求めるものとする。

2 確認申請書等は、前項の提出を指示した日の翌日から起算して2日（小山市の休日を定める条例（平成元年条例第2号）第1条に定める市の休日を除く。以下同じ。）以内に持参または市長が認める方法により提出しなければならない。

3 落札候補者が前項の規定による提出期間内に確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とし、次順位者に確認申請書等の提出を求めていくものとする。

（入札参加資格要件の審査及び落札者の決定）

第12条 入札執行者は、前条の規定により確認申請書等を審査し、入札参加資格要件を満たしているときは、その者を落札者と決定し、入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に確認申請書等の提出を求めていくものとする。

2 入札参加資格要件の審査は、確認申請書等の提出期限日の翌日から起算して2日以内に行わなければならない。

3 入札参加資格要件の審査結果は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件審査結果調書（様式第3号）により、取りまとめるものとする。

（落札者への通知）

第13条 入札執行者は、落札者を決定したときは、当該落札者に対して、文書によりその旨を通知するものとする。

2 入札執行者は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、当該候補者に対して、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件不適合通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 前項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

（補則）

第14条 入札情報システム及び電子入札システムによる事務の取扱いについては、小山市建設工事等電子入札実施要領の定めるところによるものとする。

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 小山市条件付き一般競争入札実施要領（平成10年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の規定は、この要領の施行の日以後に公告及び指名される案件について適用し、同日前に公告及び指名がなされた案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年8月23日から施行する。
(様式第2号、様式第3号に社会保険等加入に関する事項追加)
- 2 改正後の小山市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以降に公告する案件について適用し、同日前に公告された案件については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年8月26日公布)

- 1 この要領は、令和2年10月12日から公告又は指名通知するものから施行する。ただし、第2条の規定による改正後の小山市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領第1条及び第2条の規定は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の建設業者の社会保険等未加入対策について等の一部改正についての一部改正の規定については、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。